



# ～もくじ～

- ☆ 都島区内の保育・教育施設について…………… 3 ～ 1 2 ページ
- ☆ 保育施設に関して…………… 1 3 ～ 2 2 ページ  
(保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業)
- ☆ よくある質問…………… 2 3 ～ 3 0 ページ
- ☆ お知らせ & 子育て支援コンシェルジュの案内…………… 3 1 ・ 3 2 ページ

都島区役所 保健福祉課(こども教育)  
担当：子育て支援コンシェルジュ

# 都島区内の保育・教育施設について

# 乳幼児が利用できる施設・事業

今回は主にこの4施設について説明します！

幼稚園

保育所

認定  
こども園

地域型  
保育事業

他にも…

認可外  
保育施設

一時預かり

病児・病後児  
保育事業

ファミリー・  
サポート・センター

などがあります。



## 小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う施設

### 幼稚園(教育施設)について [1号認定]

|               |                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 入所可能年齢        | 3歳児～小学校就学まで<br>※園によって満3歳から入園可能な場合があります。                                            |
| 利用時間          | 標準：4時間/日(都島区の場合9:00～14:00が多い)<br>※園によっては午後や土曜日、夏休み等の長期休業期間の預かり保育を実施しています。          |
| 利用できる<br>お子さん | 保護者の方が「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当の有無を問わず利用することができます。<br>※ただし新2号認定をうける場合は、該当する必要があります。 |
| 利用方法          | 入園を希望する園へ願書を取りに行き、園へ提出。                                                            |



「保育を必要とする事由」…預ける理由のことを言います。(▷詳細：9ページ)

「新2号認定」…預かり保育を利用する際、新2号認定を受けていれば利用日数に応じて3～5歳児は日額上限450円、最大月額1.13万円(満3歳児の住民税非課税世帯のお子さんには1.63万円)までの範囲で無償化となります。

# 保育所



就労などのために家庭で保育できない  
保護者に代わって保育する施設

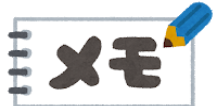
## 保育所(保育施設)について [2・3号認定]

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 入所可能年齢        | 0歳児～小学校就学まで                                              |
| 利用時間          | 最大：8時間/日または、11時間/日<br>※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。          |
| 利用できる<br>お子さん | 保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当するお子さんが<br>利用することができます。 |
| 利用方法          | お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。                                     |

**重要!**

### 認定について

- 1号認定…保護者が保育を必要とする事由に該当しない、**満3歳以上**のお子さん
- 2号認定…保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する、**満3歳以上**のお子さん
- 3号認定…保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する、**満3歳未満**のお子さん



進級先…都島乳児保育センター(⇒(認)都島児童センター)、都島第二乳児保育センター  
(⇒(認)ひがみや児童センター)、都島友渚乳児保育センター(⇒(認)友渚児童センター)

# 認定 こども園



## 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設

### 認定こども園(教育・保育施設)について [1・2・3号認定]

|                | 1号認定                                                                                    | 2・3号認定                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 入所(利用)<br>可能年齢 | 3歳児～小学校就学まで<br>※園によって満3歳から入園可能な場合があります。                                                 | 0歳児～小学校就学まで<br>※淀川・高倉・育生幼稚園は3歳児～利用可能となります。      |
| 利用時間           | 標準：4時間/日<br>(都島区の場合9:00～14:00が多い)<br>※園によって午後や土曜日、夏休み等の長期<br>休業期間の預かり保育を実施しています。        | 最大：8時間/日または、11時間/日<br>※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。 |
| 利用できる<br>お子さん  | 保護者の方が「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に<br>該当の有無に関わらず利用することができます。<br>※ただし新2号認定をうける場合は、該当する必要があります。 | 保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に<br>該当する必要があります。 |
| 利用方法           | 入園を希望する園へ願書を取りに行き、園へ提出。                                                                 | お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。                            |

# 地域型 保育事業



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、  
0～2歳の子どもを保育する事業

## 地域型保育事業(保育施設)について [3号認定]

|               |                                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入所可能年齢        | 0歳児～2歳児<br>※卒園後に関して…一部施設では連携施設(進級先)を設けている場合があります。その場合は利用施設を通じて案内・受付を行います。連携施設がない場合や連携施設以外を希望または、連携施設の定員を超えた場合等は申込みが必要となります。 |
| 利用時間          | 最大：8時間/日または、11時間/日<br>※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。                                                                             |
| 利用できる<br>お子さん | 保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当するお子さんが利用することができます。                                                                        |
| 利用方法          | お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。                                                                                                        |



地域型保育事業には、①家庭的保育 ②小規模保育 ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育 の4種類の事業があり、都島区には②小規模保育(A・C型)のみ開園中です。(▷詳細：14ページ)

# 保育を必要とする事由とは？



保育を必要とする事由とは、保育施設へ預ける理由のことです。

保育施設を利用するには、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

## 保育を必要とする事由

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| 就労     | 1 か月に 4 8 時間以上労働することを常態としている場合                  |
| 妊娠・出産  | 妊娠中であるか又は出産後間がない場合(産前産後 8 週間(多胎妊娠は産前 1 4 週間)以内) |
| 疾病・障がい | 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合           |
| 介護・看護  | 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合         |
| 災害復旧   | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合                     |
| 求職活動   | 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合                     |
| 就学     | 就学している場合                                        |
| その他    | その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合               |

# 利用可能期間について(保育施設の場合)



保育を必要とする事由によって保育施設の場合、利用可能期間が変わります。

## 保育施設等の利用可能期間

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 就労     | 当該子どもの小学校就学まで                   |
| 妊娠・出産  | 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで |
| 疾病・障がい | 当該子どもの小学校就学まで                   |
| 介護・看護  | 当該子どもの小学校就学まで                   |
| 災害復旧   | 当該子どもの小学校就学まで                   |
| 求職活動   | 入所日から起算して90日を経過する日の月末まで         |
| 就学     | 保護者の卒業・修了予定日の月末まで               |
| その他    | 区保健福祉センター所長が必要と認める期間            |



### 入所後、第2子以降の産休・育児休業を取得する場合、退園が必要なのか？

原則として、育児休業の対象となる子どもが満1歳を迎えてから最初の3月31日まで継続して保育施設を利用することができます。



# 保育所・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業の申込みについて

**重要!** ※4月入所に関しては、令和7年度の日程となります。（例年、同様のスケジュールとなります）  
※幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込については、各施設へお問い合わせください。

|   | 利用希望月               | 申請書<br>配付期間                                                                                                            | 受付期間                                      | 受付場所             | 結果通知                                                       |
|---|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------|
| ① | 4月入所<br>(一次調整)      | 大阪市ホームページ<br>令和7年度<br>保育施設・保育事業利用の案内  | 令和6年<br>10月1日(火)～<br>10月15日(火)<br>※事前予約必須 | 受付日より<br>異なります   | 令和7年<br>1月27日(月)発送                                         |
| ② | 4月入所<br>(二次調整)      | 令和6年<br>9月4日(水)～<br><br>【二次調整の対象】<br>一次調整で申請していない方<br>または、一次調整の結果が保留だった方                                               | 令和7年<br>1月10日(金)～<br>2月7日(金)              | 都島区役所<br>2階23番窓口 | 令和7年<br>2月27日(木)発送                                         |
| ③ | 年度途中の入所<br>(4月入所以外) | 随時                                                                                                                     | 利用希望月の前月5日まで<br>(5日が閉庁日の場合は、<br>翌開庁日)     | 都島区役所<br>2階23番窓口 | 都島区の場合<br>〈内定〉利用希望月の<br>前月20日頃にTEL<br>〈保留〉利用希望月の<br>前月末に発送 |



希望園について…大阪市内の認可保育施設であれば、他区であっても利用することができます。

# 幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込みについて

## 4月入園に関して(参考)

願書配布日…9月上旬

願書受付日…10月上旬

**重要!**

左記日程については、参考までとなります。

必ず希望園へ確認のお問い合わせをしていただくか、各園のホームページ等ご覧ください。

※早めに情報収集しておくことをおすすめします。

## 年度途中に関して

園によっては、年度途中の受入れを実施していない場合があります。  
手続きの流れや受入れの有無などは、希望園へお問い合わせください。

幼稚園

認定  
こども園



3歳児となる4月入園の前に各園によっては、3歳の誕生日を迎えたお子さんが利用できる「**満3歳児クラス**」や、「**プレ幼稚園**」「**プレ保育**」といって入園体験の期間を設けている園もあります。利用可能年齢・募集時期・実施日時等、各園が設定しています。

※それぞれ詳細は、各園へお問い合わせください。